

<ご来場自粛のお願い>

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場をお控えいただき、事前の書面又はインターネットによる議決権行使の方法をご活用くださいますようお願い申し上げます。



第8期 定時株主総会 招集ご通知



日時

2021年3月25日（木曜日）

午前10時30分（受付開始：午前10時）



場所

東京都港区六本木三丁目2番1号

住友不動産六本木グランドタワー9階

ベルサール六本木

グランドコンファレンスセンター

RoomA+B

決議事項

第1号議案：定款一部変更の件

第2号議案：取締役4名選任の件

第3号議案：補欠監査役1名選任の件

第4号議案：取締役の報酬額改定の件

第5号議案：取締役に対する譲渡制限付株式
の付与のための報酬決定の件

BASE株式会社

証券コード：4477

証券コード 4477
2021年3月4日

株 主 各 位

東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー37階
B A S E 株 式 会 社
代表取締役CEO 鶴 岡 裕 太

第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び株主の皆様への健康への配慮のため、株主総会会場への当日のご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。株主総会会場への当日のご来場可能な株主様を先着30名に限定いたします。

株主の皆様におかれましては、書面又はインターネットによって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年3月24日（水曜日）午後7時までに到着するようご送付いただくか、「インターネットによる議決権行使のご案内」（3ページ）をご確認いただき、2021年3月24日（水曜日）午後7時までにインターネットによって議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対応での株主総会運営の詳細につきましては、同封のリーフレットをご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月25日（木曜日）午前10時30分より（受付開始：午前10時）
2. 場 所 東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター RoomA+B
3. 目的事項
 1. 報告事項 1. 第8期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第8期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

2. 決議事項

第1号議案

定款一部変更の件

第2号議案

取締役4名選任の件

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

第4号議案

取締役の報酬額改定の件

第5号議案

取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にてご提出くださいますようお願い申し上げます。

※株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.binc.jp/ir/meeting>) に掲載させていただきます。

※本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「会社の新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.binc.jp/ir/meeting>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスし、実施してください。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。
2. インターネットによる議決権行使は、2021年3月24日（水曜日）午後7時までに行使されますようお願いいたします。
3. 書面とインターネットにより二重に議決権が行使された場合、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
4. インターネットにより複数回議決権が行使された場合、最後に行われたものを有効といたします。
5. パソコン、携帯電話により議決権を行使される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトにおいて、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
6. スマートフォンにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使ウェブサイト自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。ただし、QRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能ですので、2回目以降は「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただく必要がございます。また、ご利用のスマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。その場合には、「ログインID」及び「仮パスワード」を入力の上、議決権を行使していただくようお願い申し上げます。
7. 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

【お問い合わせ先】

インターネットによる議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（フリーダイヤル）
時間 午前9時～午後9時

【機関投資家の皆様へ】

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会参考書類

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役を選任するにあたり、定款を一部変更し、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次の通りです。

現行定款	変更案
第1条～第28条 条文省略	第1条～第28条 現行どおり
(選任方法) 第29条 条文省略	(選任方法) 第29条 現行どおり
2 条文省略	2 現行どおり
3 新設	3 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
4 新設	4 補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会が開催されるまでの間とする。
5 新設	5 補欠監査役の選任決議の定足数は、本条第2項の規定を準用する。
(任期) 第30条 条文省略	(任期) 第30条 現行どおり
2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。
第31条～第42条 条文省略	第31条～第42条 現行どおり

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。当社においては、取締役会の監督機能の強化及び業務執行の迅速化を図る目的で執行役員制度を導入するに伴い、取締役2名を減員し、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は以下のとおりであります。なお、本議案は取締役会の任意の諮問機関であり半数以上を社外取締役で構成する指名・報酬委員会での審議結果を踏まえたうえで付議しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	つるおか ゆうた 鶴岡 裕太 (1989年12月28日)	2012年12月 当社設立 代表取締役CEO就任（現任） 2018年 1 月 PAY株式会社 取締役就任 2018年 1 月 BASE BANK株式会社 代表取締役就任（現任） 2020年12月 株式会社CAMPFIRE 社外取締役就任（現任） (重要な兼職の状況) BASE BANK株式会社 代表取締役 株式会社CAMPFIRE 社外取締役	3,140,400株
2	はら だ けん 原 田 健 (1977年 3月28日)	2000年 4 月 安藤建設株式会社（現：株式会社安藤・間）入社 2007年 9 月 株式会社ミクシィ 入社 2013年 8 月 株式会社フリークアウト（現：株式会社フリークアウト・ホールディングス）入社 2015年 6 月 当社 入社 2016年 2 月 当社 取締役CFO就任（現任） 2018年 1 月 PAY株式会社 取締役就任（現任） 2018年 1 月 BASE BANK株式会社 取締役就任（現任） (重要な兼職の状況) PAY株式会社 取締役 BASE BANK株式会社 取締役	0株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
3	し むら まさ ゆき 志 村 正 之 (1958年9月7日)	1982年4月 株式会社三井銀行（現：株式会社三井住友銀行）入行 2010年4月 同行 執行役員アジア・大洋州本部長就任 2015年4月 同行 専務執行役員（経営会議メンバー）就任 2017年5月 三井住友カード株式会社 専務執行役員就任 2018年6月 同社 代表取締役専務執行役員就任 2019年7月 株式会社Shimura&Partners設立 代表取締役就任（現任） 2019年8月 当社 社外取締役就任（現任） 2020年3月 株式会社bitFlyer Holdings 社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2020年3月 株式会社bitFlyer 社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2020年12月 メドピア株式会社 社外取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社Shimura&Partners 代表取締役	0株
4	いい じま み ち 飯 島 三 智 (1958年2月20日)	1978年6月 株式会社ジャニーズ事務所 入社 2005年6月 株式会社ジェイ・ドリーム 取締役就任 2016年7月 株式会社CULEN設立 代表取締役就任（現任） 2018年4月 株式会社モボ・モガ設立 代表取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社CULEN 代表取締役 株式会社モボ・モガ 代表取締役	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 志村正之氏、飯島三智氏は、社外取締役候補者であります。
3. 志村正之氏を社外取締役候補者とした理由は、金融・決済業界への深い知見と経験を有しており、

- 当社経営に有益な助言と独立した立場からの監督を行って頂けるものと判断したためであります。
4. 飯島三智氏を社外取締役候補者とした理由は、自身が起業した会社をはじめとして複数の企業における代表取締役及び取締役としての経験から、当社経営に有益な助言と独立した立場からの監督を行って頂けるものと判断したためであります。
 5. 志村正之氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結のときをもって1年7か月となります。
 6. 当社は、志村正之氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、選任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。
 7. 志村正之氏は、当社との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は、同氏との責任限定契約を継続する予定であります。
 8. 飯島三智氏の選任が承認された場合、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。なお、同氏は、株式会社CULENの代表取締役であり、当社は同社との間で広告出演に関する契約を締結しておりますが、特別の利害関係や特定関係事業者ではないことから、独立性を保っていると判断しております。
 9. 飯島三智氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする予定であります。
 10. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することとなる賠償金を補填することとしております。被保険者はすべての取締役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険の被保険者となる予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名を選任することにつき株主の皆様にご承認をお願いするものであります。また、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

なお、本議案の提出については監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次の通りであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
ほし ち え 星 千 絵 (1972年3月6日)	1998年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会会員） 2004年9月 田辺総合法律事務所 入所 2006年4月 田辺総合法律事務所 パートナー就任 2014年4月 防衛調達審議会委員就任（現任）	0株

（注） 1. 星千絵氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 同氏は会社法施行規則第2条第3項第8号に定める補欠の社外監査役候補者であります。
3. 同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、社外監査役に就任した場合、独立役員として届け出る予定であります。
4. 同氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士として法令についての高度な能力・見識に基づき客観的な立場から監査を行うことができ、また人格的にも優れているためであります。同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
5. 同氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することとなる賠償金を補填することとしております。被保険者はすべての監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。同氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険の被保険者となる予定であります。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役報酬等の額は、2020年3月25日開催の第7期定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とすることをご承認いただいております。

今般、当社が設置した指名・報酬委員会における議論を踏まえ、取締役の職務内容の増加と拡大その他諸般の事情を勘案して、本株主総会において、当社の取締役報酬等の額を年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とすることにつき株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

なお、現在の対象取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案が原案どおり承認可決された場合、対象取締役は4名（うち社外取締役2名）となります。

また、本議案は取締役会の任意の諮問機関であり半数以上を社外取締役で構成する指名・報酬委員会での審議結果を踏まえたうえで付議しております。

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役報酬等の額は、2020年3月25日開催の第7期定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とすることをご承認いただいておりますが、第4号議案が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役報酬等の額は年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）となります。

また、2020年3月25日開催の第7期定時株主総会において、上記各報酬額とは別枠として、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」という。）に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額100百万円以内（うち社外取締役分は10百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として設定することにつき、ご承認いただいております。

今般、当社が設置した指名・報酬委員会における議論を踏まえ、当社の取締役にて当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額を、上記目的を踏まえた相当と考えられる金額として、第4号議案に定める報酬額とは別枠として年額500百万円（うち社外取締役分は50百万円）以内とすることにつき、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

なお、社外取締役に対しても、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給いたします。

本議案は取締役会の任意の諮問機関であり半数以上を社外取締役で構成する指名・報酬委員会での審議結果を踏まえたうえで付議しております。

なお、現在の対象取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案が原案どおり承認可決されました場合、対象取締役は4名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年57,000株以内（うち社外取締役分は5,700株以内。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といい

ます。)を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、3年以上で取締役会が定める期間、又は、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに退任又は退職する場合は、当該事業年度経過後6月以内に当社取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の

取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

(ご参考)

当社は、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以 上

(添付書類)

事業報告 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは「Payment to the People, Power to the People.」をミッションとして掲げ、Eコマースプラットフォーム「BASE」を提供するBASE事業、オンライン決済サービス「PAY.JP」及びID決済サービス「PAY ID」を提供するPAY事業を展開しており、これらのサービスを通して、個人及びSMB(Small and Medium Business)層をエンパワーメントすること、スタートアップ企業を支援することに注力しております。

当連結会計年度では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外出自粛による巣ごもり消費、経済的な影響を受けたショップへの応援消費、実店舗のオンラインシフト等が加速したことで、EC市場が著しく拡大いたしました。このような事業環境においてBASE事業では、引き続き個人及びSMB層をターゲットとした積極的なマーケティングや、ショップ運営の利便性を向上させる機能拡充に努めております。PAY事業では、スタートアップ企業やベンチャー企業をターゲットに、よりシンプルで導入や運用が簡単なオンライン決済機能を目指してプロダクトを強化し、加盟店数の拡大に努めております。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は8,288,148千円（前年同期比115.3%増）、営業利益は803,226千円（前年同期は営業損失441,719千円）、経常利益は747,950千円（前年同期は経常損失455,921千円）、親会社株主に帰属する当期純利益は584,501千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失459,675千円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は31,454千円であります。その主なものは、人員増加に伴うPCの購入等16,391千円や本社の内装工事及び設備費用15,062千円であります。

なお、設備投資の総額には、資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額は含まれておりません。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、2020年10月9日に海外募集により、1,200,000株の新株式を発行し、12,453,120千円の資金調達を行いました。

また、運転資金の機動的な調達を行うため、取引銀行4行との間で総額4,500,000千円の当座借越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題として考える事項は以下のとおりであります。

① 開発力・技術力の強化

当社グループの事業はインターネット業界と深くかかわっており、競争力のあるプロダクトをEC市場へ提供していくためには、その情報技術やサービスをタイムリーに採用し、常に新しいプロダクトを創造し続けていくことが重要な課題であると考えております。

そのために、EC環境の変化や当社グループのサービス利用者の要望を効率よく吸収し、質の高いプロダクトを提供してまいります。

また、当社グループは2020年12月末時点においてプロダクト人員が92名在籍しておりますが、さらなる優秀な技術者の確保、職場環境の向上に努めてまいります。

② 優秀な人材の確保と育成

当社グループが持続的に成長するためには、優秀な人材を適時に採用し、開発体制や内部管理体制を強化することが重要な課題であると考えております。

そのため、採用イベントの開催や社員紹介制度の導入等、採用方法の多様化を図り、当

社グループの求める資質を兼ね備え、また当社グループの企業風土にあった人材の採用を進めるとともに、教育体制の整備を進め人材の定着と能力の底上げを行ってまいります。

③ 内部管理体制の強化

当社グループは今後もより一層の事業拡大を目指しており、持続的な成長と企業価値の向上を図るために、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。

そのため、バックオフィス業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。具体的には、リスクマネジメント及びコンプライアンス委員会を設置の上、業務運営上のリスクを把握してリスク管理を適切に行い、定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を図っております。

④ サービスの健全性の確保

当社グループは、取引の場を提供する事業者として、ショップ運営者や購入者をはじめとするあらゆるステークホルダーが安心して取引を行うことができるよう、サービスの健全性を確保することが重要な課題であると考えております。

そのため、専門部署を設置し、サービスの健全性を確保するための取り組みを進めております。具体的には、当社が保有する取引データを機械学習の活用等により分析し、不正決済や不適切な商品の販売を検知・防止することで、サービスの健全性の確保を図っております。

⑤ 規律ある先行投資の実行

従来からTVCMやオンライン広告を活用した認知度向上及び顧客拡大のための広告宣伝や、当社サービスを拡大していくためのプロダクト人員等の採用など、積極的に先行投資を行ってまいりました。今後も高い成長率を持続していくためにこうした先行投資が必要であるため、継続的に先行投資を行っていく方針ですが、費用対効果を考慮するのみならず、営業損益の水準を鑑みたコストコントロールを行い、規律をもった先行投資を実行してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第5期 2017年12月期	第6期 2018年12月期	第7期 2019年12月期	第8期 2020年12月期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	—	2,352,406	3,849,821	8,288,148
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	—	△798,930	△455,921	747,950
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	—	△854,783	△459,675	584,501
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	—	△118.45	△38.73	28.18
総資産 (千円)	—	6,951,406	10,458,801	28,505,568
純資産 (千円)	—	1,737,463	3,158,313	16,217,996
1株当たり純資産額 (円)	—	△428.98	154.71	739.22

- (注) 1. 当社では、第7期より連結計算書類を作成しております。第6期につきましては、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて連結財務諸表を作成しておりますので、参考までに当該数値を記載しております。
2. 当社は、2019年8月31日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っておりますが、第6期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第5期 2017年12月期	第6期 2018年12月期	第7期 2019年12月期	第8期 2020年12月期 (当事業年度)
売上高 (千円)	1,147,394	1,982,733	3,198,687	7,321,202
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△1,261,431	△613,611	△272,789	887,691
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△1,268,804	△854,783	△276,073	380,874
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△175.82	△118.45	△23.26	18.36
総資産 (千円)	5,308,080	5,111,262	7,670,667	25,945,191
純資産 (千円)	1,560,774	1,737,463	3,361,939	16,217,996
1株当たり純資産額 (円)	△310.53	△428.98	164.69	739.22

- (注) 当社は、2019年8月31日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っておりますが、第5期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	事業内容
PAY株式会社	100,000千円	100%	決済サービスの提供
BASE BANK株式会社	87,544千円	100%	金融事業

- (注) 1. PAY株式会社は、2020年5月13日付で減資を行い、資本金が減少しております。
 2. BASE BANK株式会社は、2020年5月13日付で減資を行い、資本金が減少しております。
 3. 当社は、2020年6月18日付でBASE BANK株式会社の増資を引き受けております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、「Payment to the People, Power to the People.」をミッションとして掲げ、当社、連結子会社であるPAY株式会社及びBASE BANK株式会社の計3社で構成されており、Eコマースプラットフォーム、オンライン決済サービス及び資金調達サービス等の事業を営んでおります。

当社は、Eコマースプラットフォーム「BASE」を提供するBASE事業を、連結子会社であるPAY株式会社では、クレジットカード決済によるオンライン決済サービス「PAY.JP」及びID決済サービス「PAY ID」を展開するPAY事業を展開しております。また、同じく連結子会社であるBASE BANK株式会社では、「BASE」を利用するショップオーナーに対して事業資金を提供する、資金調達サービス「YELL BANK」を中心としたその他事業を展開しております。

当社グループは、「BASE」を通じて、個人及びSMB (Small and Medium Business) 層をエンパワーメントすることに、また、「PAY.JP」を通じて、スタートアップ企業を支援することに注力しております。

① BASE事業

「BASE」は、ネットショップ作成サービス及び当該サービスによって開設されたショップの商品が購入できるショッピングアプリ等を提供するEコマースプラットフォームで

あり、ものづくりを行う個人にとどまらず、ビジネスを展開する法人、地方自治体をはじめとする行政機関にもご利用頂いているサービスです。

「BASE」は、専門的なWebサイト構築やWebデザインの技術を使わずに、当社が提供するデザインテンプレートを選択するだけで、誰でも簡単にデザイン性の高いネットショップを作成することができます。また、Eコマース運営の課題となっていた決済機能の導入に係る時間を短縮する仕組みとして、当社独自の決済システム「BASEかんたん決済」を提供し、ネットショップの開設から決済機能の導入までをワンストップで提供することで、これまでネットショップの作成時間、運営費用、Web技術など様々な理由で、ネットショップを始めることが困難だった方でも、手軽にネットショップの開設・運営を始めることができる仕組みを構築しております。

② PAY事業

「PAY.JP」は、Webサービスやネットショップ（「BASE」により作成されたネットショップを除く）にクレジットカード決済を簡単に導入できるオンライン決済サービスです。「支払いのすべてをシンプルに」というコンセプトのもと、個人・法人を問わずあらゆる開発者が導入しやすいシステム設計としており、「申請に時間がかかる」、「高い」、「使いにくい」という従来の複雑なオンライン決済サービスの問題を解決し、導入を圧倒的に簡単にすることで、インターネット上の「モノの売り買い」の可能性を拡げ、人々のインターネットを通じた経済活動がこれまで以上に活発になるよう支援しております。

「PAY ID」は、購入者向けのID決済サービスです。あらかじめ購入者が購入者情報を「PAY ID」に登録することで、それ以降は、都度クレジットカード番号や住所を入力する必要がなく、IDとパスワードでログインするだけでスムーズに決済を行うことができます。

③ その他事業

「YELL BANK」は、「BASE」のショップデータを活用することで、BASEショップの将来の売上を予測し、当該予測に基づき将来債権を買い取ることによりショップオーナーに事業資金を提供する資金調達サービスであり、BASEショップのさらなる成長をサポートいたします。

(8) 主要な事業所

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都港区

② 子会社

名 称	所 在 地
PAY株式会社	東京都港区
BASE BANK株式会社	東京都港区

(9) 使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
162名	26名増	32.1歳	2.4年

(注) 使用人数には、臨時の使用人は含んでおりません。
使用人数には、他社からの出向者（2名）は含んでおりません。

2. 会社の株式に関する事項（2020年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 75,288,000株

(2) 発行済株式の総数 21,939,400株

(3) 当事業年度末の株主数 10,022名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
鶴岡 裕太	3,140,400	14.3
株式会社丸井グループ	1,261,200	5.7
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	1,220,931	5.5
MSIP CLIENT SECURITIES	1,207,567	5.5
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,134,500	5.1
MSCO CUSTOMER SECURITIES	903,950	4.1
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	550,543	2.5
株式会社partyfactory	525,900	2.3
MORGAN STANLEY & CO. LLC	520,106	2.3
株式会社サイバーエージェント	451,000	2.0

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年12月31日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
鶴 岡 裕 太	代表取締役CEO	BASE BANK株式会社 代表取締役 株式会社CAMPFIRE 社外取締役
藤 川 真 一	取締役EVP of Development	PAY株式会社 取締役
原 田 健	取締役CFO	PAY株式会社 取締役 BASE BANK株式会社 取締役
山 村 兼 司	取締役COO	
家 入 一 真	取締役	株式会社partyfactory 代表取締役 株式会社CAMPFIRE 代表取締役
志 村 正 之	取締役	株式会社Shimura&Partners
歌 川 文 夫	常勤監査役	PAY株式会社 監査役 BASE BANK株式会社 監査役
阿久津 操	監査役	株式会社ココブリーズ 代表取締役
山 口 揚 平	監査役	山口揚平公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 取締役家入一真及び取締役志村正之は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役歌川文夫、監査役阿久津操及び監査役山口揚平は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役山口揚平は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役志村正之、監査役歌川文夫、監査役山口揚平を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容

当社は、社外取締役である家入一真、志村正之並びに社外監査役である歌川文夫、阿久津操及び山口揚平と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役及び各社外監査役ともに同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険の概要

当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することとなる賠償金を補填することとしております。被保険者は当社グループの役員、補償金額の上限は5億円であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	6人 (2人)	80,253千円 (7,800千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3人 (3人)	17,063千円 (17,063千円)
計 (うち社外役員)	9人 (5人)	97,316千円 (24,863千円)

(注) 2020年3月25日開催の第7期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額200,000千円以内(うち社外取締役分は20,000千円以内)と決議いただいております。また、2019年8月28日開催の臨時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額19,000千円以内と決議いただいております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等における重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役家入一真は、株式会社partyfactory、株式会社CAMPFIREの代表取締役であります。株式会社partyfactoryは、当社の発行済株式総数の2.3%を保有しております。また、株式会社CAMPFIREと当社は資本業務提携を行っております。
 - ・ 取締役志村正之は、株式会社Shimura&Partnersの代表取締役であります。当社と兼務先との間に特別の関係はありません。
 - ・ 監査役阿久津操は、株式会社ココブリーズの代表取締役であります。当社と兼務先との間に特別の関係はありません。
 - ・ 監査役山口揚平は、山口揚平公認会計士事務所の所長であります。当社と兼務先との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
社外取締役	家 入 一 真	当事業年度開催の取締役会20回全てに出席いたしました。IT業界での豊富な経験・知識並びに会社経営に対する幅広い見識から、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
社外取締役	志 村 正 之	当事業年度開催の取締役会20回全てに出席いたしました。金融・決済業界への深い知見と幅広い経験から、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
社外監査役	歌 川 文 夫	当事業年度開催の取締役会20回全て、監査役会21回全てに出席いたしました。長年にわたる管理業務全般に関する豊富な経験と幅広い見識から、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
社外監査役	阿久津 操	当事業年度開催の取締役会20回全て、監査役会21回全てに出席いたしました。長年にわたるビジネス並びに会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識から、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
社外監査役	山 口 揚 平	当事業年度開催の取締役会20回全て、監査役会21回全てに出席いたしました。公認会計士として企業会計に精通し、その専門家としての豊富な経験、会計・監査に関する高い見識から、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	報酬等の総額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、妥当であると判断し同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。また、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合等には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定します。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、現時点では成長過程にあるため、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考えており、会社設立以来、配当を行っておりません。しかしながら、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後の配当政策の基本方針につきましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、当社を取り巻く事業環境を勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針であります。内部留保につきましては、財務体質の強化、競争力の維持・強化による将来の収益力向上を図るための資金として、有効に活用する方針であります。

連結貸借対照表 (2020年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	27,693,735	流 動 負 債	12,224,208
現 金 及 び 預 金	22,271,835	営 業 未 払 金	8,989,430
未 収 入 金	4,971,178	営 業 預 り 金	2,589,694
そ の 他	512,753	チャージバック引当金	10,338
貸 倒 引 当 金	△62,032	そ の 他	634,746
固 定 資 産	811,833	固 定 負 債	63,363
有 形 固 定 資 産	120,097	負 債 合 計	12,287,572
建 物	89,284	純 資 産 の 部	
そ の 他	30,813	株 主 資 本	16,218,726
無 形 固 定 資 産	3,295	資 本 金	8,513,913
投資その他の資産	688,440	資 本 剰 余 金	7,323,938
投 資 有 価 証 券	435,569	利 益 剰 余 金	380,874
そ の 他	252,870	その他の包括利益累計額	△729
		その他有価証券評価差額金	△729
資 産 合 計	28,505,568	純 資 産 合 計	16,217,996
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	28,505,568

連結損益計算書 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高			8,288,148
売上原価			3,295,911
売上総利益			4,992,237
販売費及び一般管理費			4,189,010
営業利益			803,226
営業外収益			
受取利息	65		
講演料等収入	1,677		
協賛金収入	510		
その他	604		2,858
営業外費用			
支払利息	64		
株式交付費	56,603		
コミットメントファイ	1,467		58,134
経常利益			747,950
税金等調整前当期純利益			747,950
法人税、住民税及び事業税	164,074		
法人税等調整額	△624		163,449
当期純利益			584,501
親会社株主に帰属する当期純利益			584,501

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

貸借対照表 (2020年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	24,912,889	流 動 負 債	9,663,831
現 金 及 び 預 金	21,547,462	未 払 金	254,984
前 払 費 用	399,934	未 払 費 用	23,064
未 収 入 金	2,950,845	未 払 法 人 税 等	253,249
そ の 他	70,947	営 業 未 払 金	8,989,430
貸 倒 引 当 金	△56,301	営 業 預 り 金	34,430
固 定 資 産	1,032,301	預 り 金	18,150
有 形 固 定 資 産	120,097	前 受 収 益	13,200
建 物	89,284	チャージバック引当金	10,338
工 具、器 具 及 び 備 品	30,813	そ の 他	66,983
無 形 固 定 資 産	3,295	固 定 負 債	63,363
特 許 権	1,771	繰 延 税 金 負 債	10,507
商 標 権	1,173	資 産 除 去 債 務	52,855
ソ フ ト ウ エ ア	350	負 債 合 計	9,727,194
投資その他の資産	908,908	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	435,569	株 主 資 本	16,218,726
関 係 会 社 株 式	220,468	資 本 金	8,513,913
長 期 前 払 費 用	7,618	資 本 剰 余 金	7,323,938
敷 金 及 び 保 証 金	245,252	資 本 準 備 金	7,323,938
資 産 合 計	25,945,191	利 益 剰 余 金	380,874
		そ の 他 利 益 剰 余 金	380,874
		繰 越 利 益 剰 余 金	380,874
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△729
		その他有価証券評価差額金	△729
		純 資 産 合 計	16,217,996
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	25,945,191

損益計算書 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高			7,321,202
売上原価			2,448,656
売上総利益			4,872,545
販売費及び一般管理費			3,930,110
営業利益			942,435
営業外収益			
受取利息		510	
講演料等収入		1,617	
協賛金収入		510	
その他		576	3,215
営業外費用			
支払利息		64	
株式交付費		56,428	
コミットメントファイ		1,467	57,959
経常利益			887,691
特別損失			
関係会社株式評価損		343,946	343,946
税引前当期純利益			543,744
法人税、住民税及び事業税		163,494	
法人税等調整額		△624	162,869
当期純利益			380,874

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月15日

BASE株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	栗 栖 孝 彰	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂 井 知 倫	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	有 吉 真 哉	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、BASE株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BASE株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年2月15日

BASE株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	栗 栖 孝 彰	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂 井 知 倫	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	有 吉 真 哉	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、BASE株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監査役会監査報告書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査役監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月16日

BASE株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）

社外監査役

社外監査役

歌 川 文 夫 ㊟

阿久津 操 ㊟

山 口 揚 平 ㊟

以 上

定時株主総会会場ご案内図



会場

ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター
RoomA+B

東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー9階

交通

南北線「六本木一丁目駅」……………直結

日比谷線・大江戸線「六本木駅」……………徒歩5分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。